

# まえがき

江戸末期から明治時代にかけて、日本は急速に西洋化し近代化を進めました。その時期に、日本の地方を旅した外国人旅行者の目を通して、今ではすっかり失われてしまった日本を再発見する内容の渡辺京二さんの著書「逝きし世の面影」に、次のような回想が出てきます。

英国人のイザベラ・バードは、1878年に馬で東北地方を縦断する旅をしました。貧相な体形、粗末な家財、口に合わない食べ物に閉口することが多かった彼女は、次のような出来事をきっかけにすっかり日本最良になります。「私（イザベラ）が、その日の旅程を終えて宿に着いたとき、馬の革帯がひとつなくなっていました。もうあたりはすっかり暗くなっていましたが、馬の手綱を取っていた男は、革帯を捜すために一里も引き返し、落としてきた革帯を見つけてきました。お礼にと何銭かの謝礼を与えようとする、男は決して受け取りませんでした。『目的地まで全てのものをきちんと届けるのが自分の責任だ。』と聞いて聞かなかった。」

食料も資源もない日本が戦争や災害の試練を越え、先進国のみならず新興国からの信頼も得て、今日の豊かさを築き上げた源泉は、明かりもない夜道をひたすら革帯を探し続け見つけ出し責任を果たした一人の日本人が大切にしていた矜持にあったのかもしれませんが。

新興国の発展に合わせて多くの企業が海外でのビジネスに活路を求めています。文化や慣習、宗教等が異なる外国で事業展開することは並大抵のことではありませんが、税務コンプライアンスについては、日本企業としての矜持を守り抜きたいものです。

本書は、国際税務の予備知識がない経営者の皆様にもすぐに役に立つチェックポイントをできるだけわかりやすく解説した小冊子です。電車の中での空き時間などに是非ご一読ください。

# 目次

序章 国際税務が初めての方へ -----	2
1) 国際税務とは…	
2) 国際税務検討の手順	
3) 国際税務の特殊性	
4) 国際税務の知識を実務で活用する場面について	
5) 国際税務に係る税法の規定	
① 海外取引調査の現状 -----	7
② 調査対象にされやすい企業 -----	9
③ 法人の国際税務 -----	10
④ 海外取引調査の着眼点 -----	13
⑤ 税負担の最少化とコンプライアンス -----	17
⑥ 海外出向者等の源泉徴収と出国税 -----	22
⑦ 資料情報制度と調査対象の選定 -----	29

## 序章

# 国際税務が初めての方へ

平成27年10月、社会保障と税、災害対応を効率的に行うための通称「マイナンバー」が導入されました。諸外国では、社会保障の恩恵を受けるためには、応分の税負担をしていることがきちんと確認できなければならないということで、社会保障番号などにより、納税者の収入や財産を確認できるようにしており、収入や財産が少なく生活に困る納税者には社会的給付を厚くするというバランスをとっています。統一番号の導入により、真に給付を必要としている方に給付の手がさし伸べられることが期待されます。

従来は、「各種法定調書」等により収入に関する情報が税務当局に集められており、財産に関する情報も税務調査等を通じて収集されていましたが、資料の整理と活用は手作業の名寄せ作業に依存していたようです。今後は、集積情報と申告内容の突合せが効率よく、正確で迅速に行われるようになるわけです。

また、「国外財産調書」を通じて今まで税務当局が把握できなかった海外の財産情報も収集されます。「国外送金等調書」や「租税条約に基づく情報交換」により個人、法人の損益計算書項目と貸借対照表項目が従来にもまして効果的に収集管理される時代が到来することから、税務当局は納税義務者が外国で稼得した所得の申告漏れの把握が一層容易になるといえます。

クライアントサービスを行う税理士としては、申告漏れを見逃ごして、加算税や延滞税が課されることがないように、以前にもまして注意深くクライアントと情報の共有を行う必要があります。

## 1) 国際税務とは…



### ◆ 納税義務者が誰かという視点

税法の条文には「居住者」「非居住者」「内国法人」「外国法人」といった納税義務者の区分に基づき、それぞれの課税標準や税率などが規定されています。

誰が、誰と、どのような取引を行ったか、という「経済取引の事実」に基づいて、「誰にどれだけの税負担が生じるか」が決まるわけです。

例えば、(株)築地商会在シンガポールのマーライオン社に同社の開発したソフトウェアの使用に係る使用料を100万シンガポールドル支払った場合・・・**納税義務者は？**



- ① 「使用料」を支払った(株)建築地商会にとって100万シンガポールドルは経費。本事業年度の収益の額から損金の額として控除して法人税の課税所得金額を計算し、法人税を納付。(株)建築地商会は日本における「法人税」の納税義務者。
- ② 「使用料」については、日星租税条約第12条で10%を超えない額の源泉所得税を日本において課すことができると規定されています。(株)建築地商会は10万シンガポールドルの源泉徴収をしてこれを日本政府に納付。この源泉所得税の納税義務者はマーライオン社。
- ③ もう少し先の方まで検討領域を広げると、マーライオン社は(株)建築地商会から受けとった使用料収益から本事業年度の経費を控除してシンガポールにおける法人税の課税所得金額を計算して納税。シンガポールにおける法人税の納税義務が生ずるが、シンガポール国内法はオフショア所得免税としているので要検討。  
 マーライオン社が(株)建築地商会の外国子会社である場合には、①の視点から、移転価格税制やタックスヘイブン税制の事前検討が必要。

## ◆ 所得の種類と納税方式の視点

この例では、一つの取引について「納税義務者が誰か」という視点に立ち、関係国（日本・シンガポール）における関係する税（法人税・源泉所得税）の検討が必要です。この作業に当たっては、マーライオン社の開発したソフトウェアの使用に係る対価の支払いが「何所得」に当たるのかをまず確認します。

まず、日本の所得税法の所得の種類の定義のどれに当たるかを確認し、次に、国際法である日星租税条約の所得の種類の定義を確認します。もし、国内法の所得の種類と条約の所得の種類が異なっていた場合には、条約の解釈が優先することになります。

## ◆ 「納税義務者」「所得の種類」について国内法と条約の取扱いを整理すること

居住者や内国法人が外国の取引先と取引を行う場合、居住者及び内国法人には居住地国である日本での課税関係が生じます。また、所得の種類によっては、外国での源泉徴収が行われます。一方、取引先である非居住者や外国法人についても、当該外国での課税関係と、日本での課税関係が発生します。このようなクロスボーダーの取引に附随して発生する税務を国際税務と呼んでいます。

## 2) 国際税務検討の手順

国内取引に係る日本企業の税務については、次のようなプロセスで検討を行います。

## 1

## 海外取引調査の現状

Q1 海外取引の調査で把握された申告漏れはどのくらいあるのでしょうか？

A1 国内取引だけを行う納税者よりも多額な申告漏れ所得が見つかっています！

平成27年7月末現在、法人税の申告を行っている法人数は約279万社ですが、申告所得の合計額は約58兆円です。黒字の法人の割合は30.6%にすぎません。1年間に税務調査を受けた法人数は、その**3.4%**の95,000社です。次の表は、平成26事務年度（H26.7～H27.6）と平成25事務年度（H25.7～H26.6）に行われた税務調査の結果です。

法人税の調査事績の概要（国税庁報道発表）

項目	単位	H25.7-26.6	H26.7-27.6
実地調査件数	千件	91	95
非違があった件数割合	%	72.5	73.7
申告漏れ所得金額 ①	億円	7,515	8,232
海外取引等に係る申告漏れ所得金額 ②	億円	1,783	2,206
① の1件当たりの金額	千円	11,386	11,760
② の1件当たりの金額	千円	52,767	64,315
タックスヘイブン対策税制に係る非違件数	件	66	58
タックスヘイブン対策税制に係る非違金額	億円	49	70
移転価格税制に係る非違件数	件	170	240
移転価格税制に係る非違金額	億円	537	178

経済の国際化に伴い企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、国税庁は、非居住者や外国法人に対する支払について源泉所得税等の調査を実施しています。

平成26事務年度における非居住者等に対する源泉所得税等の調査による追徴本税額は1,493件に対して合計約41億円に上ります。

個人所得税については、海外取引を行っている個人や海外資産を保有している者などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約に基づく情報交換制度などを活用して調査が実施されました。次の表は平成26事務年度における海外取引を行っている者の調査結果です。

海外取引を行っている個人の調査結果（国税庁報道発表）

区分	調査件数	1件当たり申告漏れ所得金額
海外投資	903件	2,080万円
輸出入	484件	840万円
役務提供	284件	2,774万円
その他	1,651件	2,050万円

\* 報道発表では、個人の事業や不動産所得等について海外で稼得された所得の全体像、納税者の数や取引高といった情報には言及していません。

平成26事務年度中に発生した相続に関しては12,406件の実地調査が行われました。その結果把握された申告漏れ課税価格は3,296億円でしたが、そのうち海外資産に係る相続税の調査件数は847件で、把握された申告漏れ課税価格は45億円に上り、対前年度比**27.7%**となりました（国税庁「平成26事務年度における相続税の調査の状況について」より）。

国外財産に対する資産課税の仕組みは、国外財産調書の提出義務の創設により大きく変わっていくものと予想されます。